

区民会議の設置について

区民会議は、政令指定都市移行に伴う区制の施行により、新たに区ごとのまちづくりに取り組む必要があることから、区民の自発的、積極的な参画による区のまちづくりを推進するための手段の一つとして、政令指定都市移行時の設置を目指したところです。

設置に向けた経緯

平成２２年８月～平成２３年６月

- 他都市の設置状況や内容についての検討
- 設置目的や組織などの検討
- 区民会議素案内容の検討

平成２３年６月９日

- 熊本市政令指定都市推進本部会議：、区民会議（素案）の決定

平成２３年６月２３日

- 政令指定都市に関する特別委員会：区民会議（素案）について報告、内容について審議

平成２３年７月１５日～８月１６日

- パブリックコメント（意見：１５人、４９件）

平成２３年７月１６日～８月４日

- 住民説明会（１８ヶ所・１９回、参加者：７９３人）：政令指定都市移行に関する説明の中で、区民会議（素案）の説明・質疑

平成２３年１１月

- パブリックコメント、住民説明会、政令指定都市に関する特別委員会での意見を基に、区民会議（素案）の変更

【変更内容】

- ・委員数：１５人 ⇒ ２０人
- ・役 割：調査・審議 ⇒ 調査・協議

平成２３年１２月

- 平成２３年第４回定例市議会において、区民会議の設置について規定する「附属機関設置条例」の改正案が否決

区民会議(素案)



熊本市 政令指定都市推進室

目 次

■ 区民会議（素案）の概要

1. 区民会議設置の基本的な考え方 1
2. 区民会議の設置根拠 1
3. 区民会議の設置目的 2
4. 区民会議のイメージ 4
5. 熊本市●区区民会議要綱（案） 5
6. 熊本市●区区民会議要綱（案）の解釈と運用の考え方 8

区民会議（素案）の概要

1. 区民会議設置の基本的な考え方

熊本市のまちづくりを進める上でのルールとして平成22年4月1日に施行した「熊本市自治基本条例」において、「情報共有」「参画」「協働」による自治運営の基本原則を定めており、平成22年10月に策定した、熊本市が政令指定都市へ移行する効果を生かした、めざす都市の姿やまちづくりの方向性を示す「熊本市政令指定都市ビジョン」においても、この理念を踏まえ、市民との協働によって区ごとにまちづくりのビジョンを策定し、地域の個性や特性を生かしたまちづくりを進めることとしています。

また、参画と協働の具体的な取組については、平成23年4月1日に施行した「熊本市市民参画と協働の推進条例」において、地域コミュニティ活動や市民公益活動によって、地域の課題を自ら解決するための仕組みづくりを定めています。

熊本市においては、平成24年4月1日の政令指定都市移行時に5つの区を設置することになります。

5つの区ごとに設置する区役所を、行政サービスを提供する区の拠点と位置づけ、窓口サービスが完結するような体制をとることとしており、また、区役所では、地域の個性や特性を生かした区単位の自主的、自立的なまちづくりの推進を図り、区民や地域のコミュニティ組織の意見を反映させるようなまちづくりの仕組みや、区のまちづくりに区民が参加しやすい仕組みを作ることで、市民協働のもと、地域に密着した特色あるまちづくりや、住民ニーズに応じたまちづくりを推進することとしています。

区民会議は、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進するために、区民の参画によって、区ごとの地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、調査・協議を行う機関であり、その設置は、熊本市の政令指定都市移行における区制の導入においても重要な施策として位置づけています。

2. 区民会議の設置根拠

平成24年4月の政令指定都市移行にあわせ、区における課題の解決に向けた考え方を「熊本市市民参画と協働の推進条例」に追加することとしており、区民会議の設置については、パブリックコメントなどにより、市民の皆さまからいただいたご意見などを踏まえて、「熊本市附属機関設置条例」に規定することとしています。

【熊本市市民参画と協働の推進条例の改正について】

◎熊本市市民参画と協働の推進条例

(合意形成)

第21条 市民及び市長等は、小学校区等の身近な地域及び環境保全、福祉の増進等の特定の分野における課題の解決に向けて円滑な合意の形成ができるよう取り組むとともに、市長等は合意の形成過程において必要な支援に努めるものとする。

【説明】

この第21条では、小学校区等の身近な地域を対象とした課題解決に必要な情報を整理・共有して、地域に関わる市民が合意を形成するための話し合いを行うとともに、環境問題や福祉、子育てなど様々な分野ごとの課題解決においても、市民と行政が合意形成に取り組むことを定めています。また、行政は、相互の意見等が反映された合意が形成されるよう主体の一つとしての役割を担うほか、市民活動団体間の調整役として必要に応じ支援していくこととしています。

この条項に、区における参画、協働の機会を推進する観点から、行政が、それぞれの区の課題解決に向けた合意の形成ができるよう調査・協議を行うなどの協議の場を設けるという考え方を追加し、改正することとしています。

3. 区民会議の設置目的

政令指定都市移行に伴う、区制の施行に当たり、区民の参画によって、区ごとの地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、各区の区民により構成される区民会議において調査・協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進することを目的としています。

熊本市附属機関設置条例（案）

附属機関の属する執行機関及び公営企業管理者	附属機関名	設置目的
市長	熊本市●区区民会議	区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進することを目的として、区民の参画によって、●区の地域課題の解決を図るための方法及び●区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、調査し、協議する。

※●区には、中央区・東区・西区・南区・北区の5つの区名がそれぞれ入ることになります。

【説明】

- (1) 区民会議は、区の地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について調査・協議を行う地方自治法第138条の4第3項に定める市長の附属機関として設置します。
- (2) 区民会議が目指すのは、区民と区役所が協働して、暮らしやすいまちづくりを推進していくことにあります。

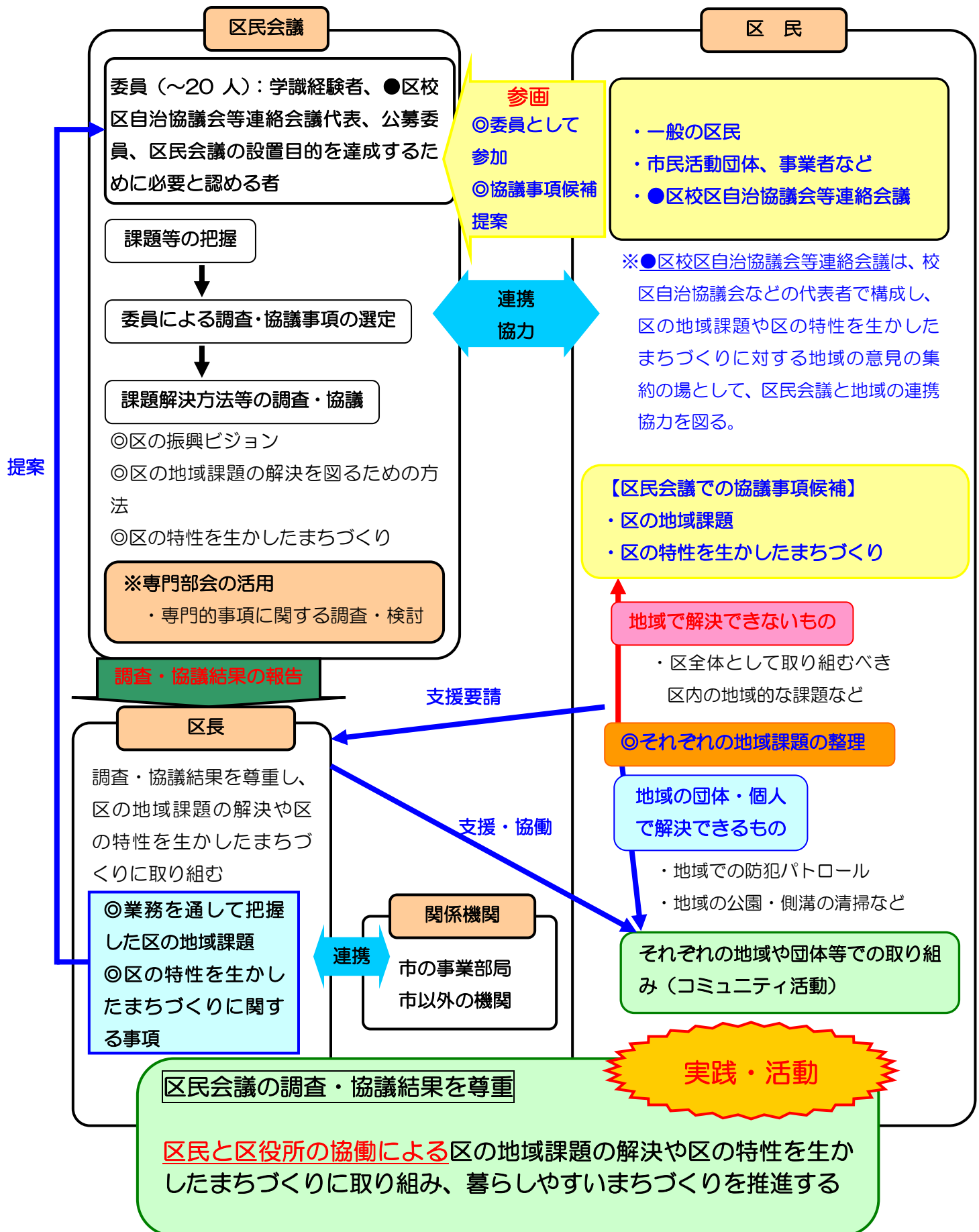
【考え方】

(1) 区民会議の位置づけ

区民会議は、区の議決機関としてあるものではなく、市長が委嘱する市民で構成する附属機関として、区の地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について調査・協議を行い、その結果を区長に報告するものとしています。

このように、区民会議は、要綱に定める事項について意見や提言を行う機関であり、区民会議と市議会の役割は全く異なり、市議会議員は、市民の代表者として区ごとに選挙で選ばれ、区内のみならず、全市的な視点から条例や予算などを議決する役割を担っています。

4. 区民会議のイメージ



5. 熊本市●区区民会議要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市●区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア ●区の区域内に住所を有する者
 - イ ●区の区域内に通勤し、又は通学する者
 - ウ ●区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
- （2）協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。
- （3）区の地域課題 身近な地域だけでなく、●区全体として取り組むべき、●区内の地域的な課題のことをいう。
- （4）区の特性を生かしたまちづくり ●区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、●区を魅力的でより快適にしていく活動をいう。
- （5）区の振興ビジョン ●区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものをいう。

（所掌事務）

第3条 区民会議は、次に掲げる事項について調査・協議を行い、その結果を●区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

- （1）区民会議で把握する区の地域課題の解決を図るための方法に関する事項
 - （2）区の特性を生かしたまちづくりに関する事項
 - （3）区の振興ビジョンに関する事項
 - （4）前3号に掲げるもののほか、区民会議の設置目的を達成するために必要な事項
- 2 区長は、前項の規定により報告を受けたときは、これを市長に報告しなければならない。

（組織等）

第4条 区民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）区民である学識経験者
- （2）●区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者
- （3）区民であって区民会議の委員に応募した者

- (4) 前3号に掲げる者のほか、区民会議の設置目的を達成するために必要と認める者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、1回に限り再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 区民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は区民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 区民会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

(調査・協議事項の選定)

第8条 区民会議は、区民又は区長から提案された区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項のうちから、調査・協議すべき事項を適切に選定するものとする。

(専門部会)

第9条 区民会議は、必要に応じ、委員で構成される専門部会を設置し、専門的事項に関する調査・検討をさせるものとする。

- 2 専門部会に属する委員は、会長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査・検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(庶務)

第 1 0 条 区民会議の庶務は、●区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第 1 1 条 区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初の会議は、市長が招集する。

6. 熊本市●区区民会議要綱（案）の解釈と運用の考え方

区民会議は、各区で規定する「熊本市●区区民会議要綱」によって運営を行います。

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市●区区民会議（以下「区民会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

（1）区民 区民とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア ●区の区域内に住所を有する者

イ ●区の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ ●区の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体

（2）協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいう。

（3）区の地域課題 身近な地域だけでなく、●区全体として取り組むべき、●区内の地域的な課題のことをいう。

（4）区の特性を生かしたまちづくり ●区内のそれぞれの地域の特性を生かしながら、自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、●区を魅力的でより快適にしていこうとする活動をいう。

（5）区の振興ビジョン ●区のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものをいう。

【説明】

（1）第2条は、本要綱で使用する重要な用語の意義を定めたものです。

（2）第1号の「区民」は、区の区域内に居住地を有している個人、区内の事業所に通勤する人、区内の学校に通学する人、さらに、区内の事業者・地域団体・市民活動団体等としています。これは、区で抱える様々な課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりを推進するための活動を進めていくためには、●区に関係する幅広い人々の参画と協働が必要であるという考えからです。

（3）第2号の「協働」とは、区民と区役所、地域団体と事業者、市民活動団体と区役所など、それぞれ異なる主体が、同じ目的のために、対等な立場に立ち、役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら協力していくことをいいます。

（4）第3号の「区の地域課題」とは、地域の公園や側溝の清掃など、「熊本市自治基本条例」第32条に定める町内自治会や校区自治協議会などの身近な地域や団体等の取組で解決できるような内容のものではなく、区全体として取り組んでいこうとする地域課題のことをいいます。

ます。

(5)第4号の「区特性を生かしたまちづくり」とは、身近な地域から区全体に至るまで、区特性を生かしながらよりよいものに創り上げていくことを推進するための「活動」を指しています。社会・経済・文化・環境保全などのソフト的な活動を中心に、区のイメージアップや活性を図る活動、区民の交流を促進する活動などをイメージしています。

(6)第5号の「区の振興ビジョン」とは、政令指定都市移行後の新たな地域のまちづくりを進めるうえでの指針となるもので、区の将来像や特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものです。区の振興ビジョンには、地理的環境や産業構造などの区特性を生かした、それぞれのめざすまちづくりの姿や、区として独自に取り組む内容を盛り込むなど、区ごとに特色あるものが策定されることが望ましいと考えています。

(所掌事務)

第3条 区民会議は、次に掲げる事項について調査・協議を行い、その結果を●区長（以下「区長」という。）に報告するものとする。

- (1) 区民会議で把握する区の地域課題の解決を図るための方法に関する事項
- (2) 区特性を生かしたまちづくりに関する事項
- (3) 区の振興ビジョンに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区民会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 区長は、前項の規定により報告を受けたときは、これを市長に報告しなければならない。

【説明】

- (1)区民会議の主な役割は、区の地域課題の解決を図るための方法や区特性を生かしたまちづくりを推進するための活動について、調査・協議を行うことです。
- (2)区民会議設置初年度は、政令指定都市移行後の新たな地域のまちづくりを進めるうえでの指針となり、区の将来像や特性に応じたまちづくりの方向性を示す、区の振興ビジョンを策定するための調査・協議を行います。

【考え方】

- (1)所掌事務（役割）に対する委員の姿勢

委員には、区民会議が区民の参画により、区の地域課題の解決を図るための方法や区特性を生かしたまちづくりに関する事項について調査・協議することによって、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する場であることを認識するとともに、自ら主体的に協議に参加する責任を自覚し、委員相互の議論を尽くすよう努めることが求められます。

- (2)諮問答申の形式

区民会議は、諮問事項に対して答申を行う形式を想定した機関ではないので、定型的な形式にとらわれることなく運営されます。

(3) 調査・協議結果の報告

区民会議の調査・協議結果は、適切な時期に報告書として区長に提出するものとします。また、報告書の提出を受けた区長は、区民会議からの報告内容について、市長に報告をしなければなりません。

(4) 区民会議の運営

区民会議の運営は、会議での委員の合意に基づいて自主的に行われるべきものであり、会議の時期などは調査・協議する課題によって異なります。

(5) 協議課題の引継ぎ

区民会議における調査・協議が継続中に委員の任期が終了する場合は、新たな委員による区民会議が、調査・協議の継続について判断します。

(6) 区長の取組

区長は、区民会議の調査・協議結果の報告を受けたときは、報告内容を尊重し、区民との協働や、関係機関との連携など適切な取組により地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりなどに取り組みます。

また、必要な場合には、市以外の機関などにも積極的に連携を働きかけ、課題の解決などに取り組みます。

(7) 市長の支援

市長は、区長が区民会議に対する役割を十分に果たせるように支援します。また、課題の解決などに必要があると認めるときは、他の執行機関に協力を要請し、要請を受けた他の執行機関は、それぞれの権限の範囲で課題の解決に向けた取組を行います。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 区民である学識経験者
- (2) ●区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者
- (3) 区民であって区民会議の委員に応募した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区民会議の設置目的を達成するために必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、1回に限り再任されることができる。

【説明】

(1) 委員数は、上限を定めるものです。

(2) 委員は、市長が委嘱する非常勤特別職地方公務員であり、その選任は次により行います。

① 委員は、区民の中から選考します。

② 地域課題の解決やまちづくりの方法などについての知識・経験の豊富な学識経験者を選考します。

③ ●区校区自治協議会等連絡会議から推薦された者から選考します。

- ④委員の公募を行い、応募した者の中から選考します。
 - ⑤学識経験者、●区自治協議会等連絡会議による推薦者及び公募による選任を補完する目的で、区の特性に応じて、区内で活動する事業者や市民活動団体などから選考します。
 - ⑥委員の性別、世代、地域のバランスほか様々な立場からの選考を考慮します。
- (3)委員に欠員が生じたときは補充の可否を判断し、補欠委員を選任します。この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

【考え方】

(1)委員数

幅広い分野からの選任と、委員間での活発な議論の両方を満たすための適正な規模として、審議会等の設置等に関する指針の規定と合わせ、委員数の上限を20人としました。

(2)●区校区自治協議会等連絡会議

校区相互や校区と区役所との情報共有を図るために、区ごとに校区自治協議会などの代表者で構成する●区校区自治協議会等連絡会議を設置します。●区校区自治協議会等連絡会議は、区の地域課題や区の特性を生かしたまちづくりに対する地域の意見を集約する場とし、区民会議と地域の連携・協力を図ります。

(3)●区校区自治協議会等連絡会議推薦委員

区の状況（例えば、まちづくり交流室の活動状況などに配慮する等）に合わせた人数を選定します。概ね委員の3分の1程度を想定しています。

(4)公募委員

公募方法等については、「審議会等の設置等に関する指針」に準拠します。

(5)任期

任期については、1年では委員が十分に能力を発揮できず、一方で、より多くの区民の参加を得られることが必要であることから2年とします。

(6)再任

同一人物が長期間にわたり委員を務めている場合、区民会議の考え方が固定化する恐れがあることや、より多くの区民の参加を得られることが必要であることから、必要に応じて1回まで再任を可能とします。

(7)委員の資格要件

区民会議は、行政の立場からの発想にとらわれず、より多くの区民の参画によって、区の地域課題や区の特性を生かしたまちづくりについて調査・協議を行う場であることから、日頃から行政関係の仕事に携わる機会の多い公職にある者は、区民会議の委員に委嘱しないこととします。（例：議員、合併特例区協議会構成員、一般職の公務員、嘱託職員、臨時職員など）

【関連事項】

(1)委員報酬

委員報酬は、区民会議1回の出席につき3千円とします。また、関係者が区民会議に出席

する場合は、委員と同額を謝礼として支払います。専門部会についても同様とします。

委員報酬の額については、「熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定します。

(会長及び副会長)

第5条 区民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は区民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【説明】

- (1) 区民会議の代表者の呼称は会長とします。
- (2) 会長及び副会長の選任は、委員選任（改選）後最初の区民会議において、委員の互選により行います。
- (3) 副会長は、会長に事故などがあるとき会長の代理となります。
- (4) 会長及び副会長の任期は、原則として委員の任期の終了までとします。
- (5) 会長及び副会長が、任期中にその職を辞するなどして欠員となった場合は、他の委員から新たに選任することができます。

【考え方】

- (1) 会長の役割

会長は、区民会議を招集し、区民会議の議長として議事の円滑な運営を図り、協議結果を取りまとめ、区民会議の代表者として市長に報告します。会長は、区民会議の運営に関し必要な事項について、区民会議に諮って定めます。

(会議)

第6条 区民会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 区民会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

【説明】

- (1) 区民会議は、会長により招集され、会長が議長となって会議を進めます。
- (2) 区民会議は、委員の過半数の出席で成立します。

- (3) 区民会議の調査・協議は、区民会議委員が十分に議論を尽くし、総意をもって取りまとめるように努めます。ただし、議論を重ねても全員の意見が一致しない場合でも、会議としての結論を出さなければならないようなときには、出席委員の多数決により結論を一本化します。
- (4) 調査・協議のために必要がある場合とは、区民会議の調査・協議に際し、専門的な知識等に基づく意見を必要とする場合などをいいます。
- (5) 関係者は、会議において、議長の求めがあったときにその求められた内容について発言することができます。

【考え方】

(1) 議長による会議運営の基本的な考え方

議長は、区民会議の目的である「区民の参画によって、区の地域課題の解決を図るための方法や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について、調査・協議を行い、区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進すること」が達成されるよう、委員間の活発な議論を促します。

議長は、調査・協議に必要があると認め出席を求めた関係者に対して、説明又は意見を求める内容を提示するなどして、効果的に説明を受けるようにします。

(2) 議長による議事運営への協力

区民会議は、行政に対しての要求や要望を行う場ではなく、課題の解決やまちづくり活動に対して、意見を出し合う場であり、委員は、「区の地域課題の解決や区の特性を生かしたまちづくりに関する事項について」建設的な議論を行うよう努めます。

(3) 関係者の位置づけ

関係者は、区民会議の構成員ではないため、地方自治法第202条の3第2項に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しません。

関係者は、区民会議の構成員ではないため、区民会議の所掌事務である調査・協議に委員として加わることはできません。

(4) 会議における関係者の関わり方

関係者は、議長の議事進行の下で、あらかじめ求められた説明を行い、また認められた場合には意見を述べるすることができます。

関係者は、区民会議の意思決定には参加できません。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。

【説明】

- (1) 区民会議の会議は、公開で行います。

(調査・協議事項の選定)

第8条 区民会議は、区民又は区長から提案された区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項のうちから、調査・協議すべき事項を適切に選定するものとする。

【説明】

(1) 区民会議の主な役割である、区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項についての調査・協議に先立ち、区民会議には、区における地域課題などについての的確に把握し、その中から区民会議の目的にふさわしい課題を選定し、調査・協議を行うことが求められます。

区民会議は、「区民と区役所の協働により、暮らしやすいまちづくりを推進する」という目的に照らして調査・協議事項を選定するものであり、請願・陳情を主たる目的とする事案を区民会議において協議することは、ふさわしくないと考えられます。

(2) 区の地域課題及び区の特性を生かしたまちづくりに関する事項の区民からの提案方法については、●区校区自治協議会等連絡会議において集約された意見の提案を受けるだけでなく、個人、事業者、市民活動団体などからも提案できるような方法について、今後検討を行います。

(専門部会)

第9条 区民会議は、必要に応じ、委員で構成される専門部会を設置し、専門的事項に関する調査・検討をさせるものとする。

2 専門部会に属する委員は、会長が区民会議に諮って指名する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会員の互選により定める。

4 専門部会は、調査・検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査・検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

【説明】

(1) 専門部会は、区民会議の調査・協議をより専門的また機動的に行う必要がある場合などに設置し、区民会議から付託される事案の調査・検討を行います。

(2) 専門部会は、区民会議委員のうちから会長が区民会議に諮って指名した委員で構成します。

(3) 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会を構成する専門部会員の互選で選びます。

(4) 調査・検討のために必要がある場合とは、専門部会の調査・検討に際し、専門的な知識等に基づく意見を必要とする場合などをいいます。

(5) 部会長は、専門部会の運営の責任者であり、専門部会の調査・検討の経過と結果を区民会議に報告する役割を担います。

【考え方】

(1) 専門部会の活用

区民会議全体での集まりは1年に数回程度と見込まれるため、この中でいくつかの課題を深く議論することは難しいため、専門部会を有効活用することが必要となります。

専門部会は、個別課題の検討を役割とするものと考えられ、同じ時期に複数の専門部会が置かれることも考えられます。

(2) 専門部会の柔軟な運営

専門部会は、調査・検討する課題に合わせて設置し、柔軟で効率的な運営を行います。

(3) 関係者の位置づけ

関係者は、専門部会の構成員ではないため、地方自治法第202条の3第2号に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しません。

また、関係者は、専門部会の構成員ではないため、専門部会の所掌事務である調査・検討に部会員として加わることはできません。

(4) 会議における関係者の関わり方

関係者は、専門部会では、部会長の議事進行の下で、あらかじめ求められた説明を行い、また認められた場合には意見を述べることができます。

関係者は、専門部会の意思決定には参加できません。

(5) 専門部会の終了

専門部会は、付託された調査・検討を終え、部会長が区民会議への報告を完了することで役割を終えます。なお、調査・検討の継続中に委員の任期が終了する場合は、改選後の区民会議が調査・検討の継続について判断します。

(6) 区民会議への報告

部会長は、調査・検討経過及び結果を適切な時期に会長に報告します。

会長は、専門部会から報告があったときは、その内容を区民会議に諮ります。

(庶務)

第10条 区民会議の庶務は、●区役所総務企画課において処理する。

【説明】

(1) 区民会議の事務局は、区役所に置きます。

【考え方】

(1) 区民会議事務の所管課

区役所の総務企画課が、区民会議の庶務を所掌します。

調査・協議事項と関係のある課など、区役所組織全体で区民会議の運営を支えます。

(委任)

第 1 1 条 区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

【説明】

(1) 会議の進行や発言ルール、傍聴要領などの区民会議の運営に関する事項は、会長が区民会議に諮り自主的に定めます。

各指定都市における区民会議等の状況

※設置なし: 仙台市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
参考資料4-3 H24.7.2

		札幌市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市
①	区民会議設置区数	全10区中10区	全10区中10区	全6区中6区	全18区中8区	全7区中7区	全3区中3区	全8区中8区
②	区ごとの会議要領 (異なる場合は、以下、どの区についての記載なのかを明記してください)	異なる	異なる(以下、西区について記載)	異なる(以下、中央区の区民対話会に基づき記載)	異なる	異なる(以下、川崎区の区民会議について記載)	同じ (緑区のみ副会長の人数が1名から2名に改正)	同じ
③	名称	区民協議会	区民会議	区民対話会	区民会議 他	区民会議	区民会議	区自治協議会
④	規程等	区民協議会設置・運営要綱など	区民会議及び市民活動ネットワークに関わる基本方針 西区区民会議設置要綱	未制定	区民会議設置要綱、要領など	自治基本条例、区民会議条例、区民会議条例施行規則、区民会議要綱	附属機関の設置に関する条例	新潟市区自治協議会条例
⑤	諮問の有無	無	無	無	無	無	区ビジョンを諮問	有
⑥	人数	20～120人程度(区により異なる)	20人以内	30人(回により異なる)	20～100人程度	20人以内	25人以内	30人以内(人口10万人を超える区は超える人口が1万人を増すごとに1人を加える)
⑦	構成	連合町内会、連絡協議会、校長会、NPO団体、地域団体等	各種団体または市民活動団体推薦委員、公募委員、大学または事業者の代表者、学識経験者 等	警察、ボランティア、NPO、防犯協会連合会、公募区民等(テーマにより異なる)	自治会・町内会推薦、各団体(市民組織)推薦、公募	団体推薦委員、公募委員、区長選任(推薦)委員	まちづくり会議、公益的団体、学識経験者、公募市民等	地域コミュニティ協議会、公共的団体等、学識経験者、公募等
⑧	任期	委員として任命していない区は無 (要綱により委員・役員の任期を定めている区も有)	2年	なし	2年	2年	2年	2年
⑨	委員の再任の可否	可	1回可	可	可	可	可	可。ただし、原則1回まで
⑩	公募委員の有無	無	有	無(今後、有とする場合もあり得る)	有	有	有(3名)	有
	(有の場合) 公募委員の選定方法		論文、面接	未定	広報紙等による公募に応じた人、ただし、多すぎる場合は抽選で決定。	申込書及び小論文による書類選考	論文(公募委員選考委員会により選定)	主として論文。(選定方法は、区自治協議会内部におく委員推薦会議で決定)
⑪	審議内容・役割	・選定されたテーマや各団体の活動内容について情報を共有 ・地域課題を把握し意見交換を行う ・情報共有や意見交換を受け、それぞれの関係団体が活動・実践したり、区と協働で活動に取り組む	区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議し、区長に提言を行う 協議内容 ①区長から提示したもの ②委員の発意によるもの	選定されたテーマについての意見交換を通じ、地域課題や区民ニーズを把握し、市政(局の予算要求)や区行政(区自主事業)へ反映	区のまちづくり、防犯・防災、福祉、交通等	・区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行う。 ・審議結果を適切な時期に区長に提出する。	区のまちづくりに関する必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議すること。	①区民の多様な意見を調整し、取りまとめ市民と市との協働の要となる。 ②区の区域に係る条例規定事項について市長その他機関からの諮問に基づき、また、必要に応じて自ら、意見を述べる。 ③区の区域に係る条例規定事項について決定し、変更する場合に行う市長の必須意見聴取に対し意見を述べる。
⑫	会議の形態	行政主導型	行政主導型(区民自発型とする場合もあり得る)	行政主導型	区民自発型	行政主導型	行政主導型	行政主導型(会議の招集権は、会長にあり)

各指定都市における区民会議等の状況

※設置なし：仙台市、大阪市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
参考資料4-3
H24.7.2

		静 岡 市	浜 松 市	名古屋市		京 都 市	堺 市	神 戸 市
①	区民会議設置区数	全3区中3区	全7区中7区	全16区中2区		全11区中11区	全7区中7区	全9区中9区
②	区ごとの会議要領 (異なる場合は、以下、どの区についての記載なのかを明記してください)	同じ	同じ	異なる		同じ	異なる(以下、南区のまちづくり会議について記載)	同じ
③	名 称	区民懇話会	〇〇区協議会	千種区区民会議	名東区民ミーティング	各区市政協力委員連絡協議会会長会議	南区区民まちづくり会議	区民まちづくり会議
④	規程等	静岡市区民懇話会設置要綱	浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例	千種区区民会議規程	無	無	堺市南区区民まちづくり会議設置要綱	全市の「区民まちづくり会議設置要綱」により設置、運営については、各区で運営要領を作成
⑤	諮問の有無	無	有	無	無	無	無	無
⑥	人数	10人程度	20人以内	制限なし (各種団体代表35名、一般公募15名程度)	50人程度	11～35人(区により異なる)	30人以内	原則、50人以内
⑦	構成	①市内全域を活動区域とする団体の代表者 ②区の区域に所在する団体の代表者 ③区の区域に居住し、通学し、又は通勤する市民(公募)	区内に住所を有する者(市民・法人)で、自治会など地域で活動している各種団体からの推薦者や学識経験者、公募者など	各種団体の代表者等、公募による一般参加者	学区推薦参加者(地域でまちづくり活動をされている方)、公募参加者	各学区市政協力委員連絡協議会会長	自治会、NPO法人、地域団体、学識経験者、公募市民等	自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁団体、ボランティア・NPO法人等
⑧	任期	2年	2年	委員として任命しているわけではない	無	1年	3年	2年
⑨	委員の再任の可否	可(1回を限度)	可。ただし1回まで	委員として任命しているわけではない	無	可	可	可
⑩	公募委員の有無	有	有	有(ただし、公募による参加者)	無	－	有	無
	(有の場合) 公募委員の選定方法	論文、面接	小論文、必要に応じて面接	広報紙等により募集 定員15名程度で先着順	－	－	論文	－
⑪	審議内容・役割	次の事項について審議し、区長に提案 ①地域の諸問題に関すること ②区の魅力づくり事業に関すること ③区民交流の促進に関すること ④区の特性を活かしたまちづくりに関すること ⑤その他区における施策に関すること	①市長からの諮問に対する答申 ②地域課題の解決に向けた建議・要望 ③地域の意見調整機能をもつ市民協働の要	千種区区政運営方針に関する区民要望、進捗状況等に関すること	名東区のビジョンや方向性を区民と共に考える機会を設け、区民ニーズを把握し、区政運営方針における中期的ビジョンの策定に反映する	本市施策の説明や協力依頼等を行うほか、各学区協議会会長と区長との懇談会を例年1回開催し、各学区から聴取した地域要望等に対して関係局から回答を行うなど、地域課題の解決に向けて検討するとともに、施策への反映に取り組んでいる。	・地域の課題の解決に向けた区と区民との協働による具体的活動等について協議 ・南区まちづくりビジョンの進捗状況に関すること ・区民まちづくり基金事業(区の自主事業)に対する企画提案	①実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関すること。 ②活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関すること。 ③その他、市政・区政に関する提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関すること。
⑫	会議の形態	行政主導型	行政主導型	行政主導型	行政主導型	行政主導型	行政主導型	行政主導型

特集 政令指定都市移行にあたっての会派団長座談会

去る5月2日、自民党：江藤正行団長、くまもと未来：下川寛団長、市民連合：田辺正信団長、公明党：鈴木弘団長、共産党：益田牧子団長、以上の市議会交渉会派（※28）の団長5名が市議会議長広接室にて、政令指定都市移行後の熊本市への期待やあるべき姿、議会の役割について意見を交換しました。
（司会進行：大杉研至議会議務局長）



市民の声と議会の役割

（司会）まずはじめに『市民の声と議会の役割』ということで、江藤団長さんより順次ご発言をお願いします。

江藤 私はまず「国民主権」（※29）の再確認が必要かと思っています。つまり市民の代表者の集まりである議会は、73万市民全体の福祉を考えねばなりません。決して一部の市民のためのものであってはならないということです。



自民党市議団
江藤 正行団長

下川 議会は二元代表制（※30）のもと、市民の代表として行動していく役割があります。様々な声を把握し、代表としての専門性を持って将来を見据えた判断をすることも求められますので、いかに多くの声を把握して判断の説明ができるかが大切だと思います。

田辺 議員は市民の代表であり、市民の声を議会に反映するのが責務です。市民の声にしっかりと耳を傾け議会活動を行うことが議員活動の基本です。政令指定都市となり、市民の声を反映する議会の役割はさらに重要になると考えます。

鈴木 二元代表制の中、近年一部の市長に独善とも取れる暴走が起きており、市民が不利益を被るのではないかと懸念しています。こうした市長の暴走を防止し、住民を守るために、議会にこそ、市民の声を吸い上げる役割があると考えています。

益田 市民のみなさんに政治不信が広がり、市民の暮らしは大変難しくなっています。市政のチェック機能と市民の声を届ける議会の役割が問われています。市民生活の目線からの徹底した論議を行い、市民の期待に応える必要性を痛感しています。

（司会）それぞれ角度を変えてのご発言でしたが、市民の声を議会と議員がもっと聞きたいという強い意志を感じました。ではその手法についてご発言をお願いします。



くまもと未来
下川 寛団長

下川 声を出されない方の声をいかに掴むかというシステムを構築しなければならないと思います。また意見を持ていただくためには、議会が発信者の思いでなく、市民が知りたいこと、知りたくなるような気持ちになる広報のあり方が大切だと感じます。

田辺 広報には議会広報紙「いちよう」の発行やホームページの改良など積極的に取り組んできました。今後さらに議会の機能強化に努めることが必要です。議員の政策提言を生かす議会議務局を充実し市民への情報発信力を高める必要があります。

鈴木 議会の広聴機能の強化が必要です。例えば議会独自の「広聴会」を開き、市民や学識などの見解を

求め整理し、その上で議会としての見解をまとめ、具体的事業に反映させる制度とすることが求められています。

益田 委員会では、陳情や請願を重視し、現地調査や意見をしっかりと聞く必要があると思います。また、「駐輪場有料化」など市民サービスにかかわる問題では、市民の意見を直接聞き、判断をすべきではないかと思っています。

江藤 私は議会の広聴力を高めなければならないと考えます。特にサイレントマジョリティ（※31）の方々の本音をどうやって聴取するのか、そのことが今後の日本の民主主義の最大の課題になっていくと思われるます。

市民協働のまちづくりと開かれた議会を目指して

（司会）各団長さん方のご発言からは広報や広聴機能を高めることにより「市民と共に歩む市議会」が見えてきますが、次に市民協働のまちづくりについてはいかがお考えでしょうか。

田辺 市民の参画については、自治基本条例の制定をはじめ多くの市民の声が市政に反映されるように環境づくりを行ってきました。これからは、地域でのビジョンづくりを議員と住民が一体となって進めていくことが求められていると考えます。



市民連合
田辺 正信団長

鈴木 協働のまちづくりには、まずは行政情報の公開と共有が必要です。残念なことに議会でさえもほとんどといって良いほど行政情報を持っていないのが現状です。まずはこの点の改善を早急に図る必要があります。

益田 計画段階からの情報公開・市民参加を義務付けることが大前提です。3000人規模の国際会議場建

設については、100億円を超す事業であり、市民的なコンセンサス（※32）もなく、推し進めるべきではありません。産業文化会館の復活に踏み出すべきです。

江藤 市民と協働のまちづくりといえはなんと言っても、市民と議会・市民と行政という双方向の対話であると考えます。今回の議会広報紙と新ホームページ等は必ず意味あるものになると思います。

下川 まず協働のためには情報の共有が必要です。議会図書室などを活用して議会内部資料なども公開しながら情報を共有し、議会が行政側に立つのではなく、住民側に立つ行政との橋渡し役となるシステムをつくる必要ではないでしょうか。

（司会）協働のまちづくりといえは、昨年12月議会で全会一致で否決されました『区民会議』について、それぞれお考えをお伺いしたいのですが。

鈴木 区ごとの住民協議組織は必要と考えます。しかしながら提案の区民会議の位置付けや運営手法、権限、費用など内容が明確ではないとの指摘に対し、区民会議設置後に考えていくという答弁であったため、時期尚早として全会一致で否決されたわけです。



公明党市議団
鈴木 弘団長

益田 多くの政令指定都市においても、区の住民参加と自治を制度的にどうしていくか模索が続いています。新鴻市の自治協議会では、直接、市長や市の機関に対して意見を出すことができるなど、適切な措置が講じられており、参考にすべきです。

江藤 区民会議のような市民のご意見を聴取する組織は必要ですが、新年度に設置された区振興ビジョン策定のための懇話会との違いも良く分からないため、区民会議の仕組みや組織をもっと分かりやすく整理すべきであると考えます。

下川 首長の思いは理解します。しかし欧州でも問題となったように、そこに参加する代表のあり方や論議内容の取扱には憲法問題にもつながる課題があります。議会の新たなシステム構築により、住民も納得のできる議論が必要でしょう。

田辺 区民会議と議会の関わりについて、本来の自治を進めていく上では一定の整理が必要ではないかと思っています。本年設置される懇話会の結果を踏まえ、市民の声が適切に反映されるよう慎重に検討する必要があるのではないかと考えます。

今後の抱負

（司会）最後に、念願の政令指定都市という大都市の仲間入りを果たしましたが、各団長さんの抱負をお願いします。



共産党市議団
益田 牧子団長

益田 政令指定都市になり、市民のことより、いかに外部から人を呼び込むかに重点が置かれているように思います。今、必要なことは、熊本らしい身の丈に合った市政運営やまちづくりが求められていると思います。

江藤 本格的な人口減少社会や急激な少子高齢化により、納税者人口の減少が想定されます。税金の投入に当たって費用対効果を考えることはもとより、政令指定都市のブランド力で住みやすいまち熊本へ、他都市から移り住んでこられるような政策もとるべきと考えます。

下川 地方自治が注目を浴びる中、国の統制によらない地方独自の自治の構築、また熊本市が世界の都市と直接交渉して関係を構築できるような、独自政策によるまちづくりが可能になったと思います。そういう熊本市を全力でつくっていききたいと思っています。

田辺 政令指定都市として事業が質・量ともに大きく変わる中で、議会も市民の期待に応えられるような努力がさらに必要です。熊本の良さを活かす熊本ブランドづくりを進めることが、日本一暮らしやすい都市づくりになるのと思い、取り組んでいます。

鈴木 グローバル化の中でより発展するためには地方主権を確実に進めていくことが必要です。議会としても政令指定都市として、待つ姿勢ではなく他都市と連携して地方主権のあり方を主体的に進めていきたいと思っています。

（司会）政令指定都市となり、市議会も市民からますます真価を問われることかと思います。議会が市民の意見を広く取り入れ、代表者・代弁者として市政の発展に寄与されることを期待しまして座談会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

※28 交渉会派 議会運営委員会における交渉団体として、所属議員数3人以上の会派を要件として申し合わせている。
※29 国民主権 国家の主権が国民にあること。
※30 二元代表制 地域住民が、知事や市区町村長自治体の首長と都道府県や市町村議会の議員を、別々の選挙で選ぶ仕組み。

※31 サイレントマジョリティ 公の場で意思表示をすることのない大衆の多数派。物言わぬ大衆。
※32 コンセンサス 意見の一致。合意。